

岡崎市監査委員公告第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、岡崎市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項及び岡崎市監査基準第21条第1項の規定によりその内容を公表する。

令和4年3月7日

岡崎市監査委員	岡	島	讓
同	長	谷川	龍 伸
同	小	木曾	智 洋
同	鈴	木	英 樹

措置の通知書（都市基盤部 住宅計画課）

令和3年3月30日から

監査期間

岡崎市監査委員公告第21号関係分

令和3年11月29日まで

監査結果	措置状況
<p>市営住宅の家賃等の債権管理において、次のとおり不備な点が見受けられたため、市営住宅条例等に準拠した適正な処理をされたい。</p> <p>(1) 敷金を還付する際、延滞金を控除せずに還付しているものがあった。</p>	<p>(1) 令和3年12月1日付けで市営住宅返還届の様式一部改正を行い、収納状況確認欄に延滞金未納の項目を追加し、延滞金未納者について確実な控除を行うよう措置を講じた。</p>